主 文

一 被告が原告に対して平成七年七月二四日付けでした公文書部分開示決定処分 (ただし、平成八年八月二日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、別紙一覧表(一)の1記載の部分中の本件法人における担当業務が記載されている部分、同表2記載の部分中の「所有する株式」欄の記載部分、「略歴」欄の記載部分中の本件法人における担当業務が記載されている部分及び「当社との利害関係」欄の記載部分、同表3記載の部分中の「所有する株式」欄及び「当社との利害関係」欄の各記載部分並びに同表4の(1)、(2)、5ないし12記載の各部分を非開示とした部分を取り消す。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は、これを六分し、その一を原告の、その余を被告の負担とする。 事実及び理由

第一 請求

被告が原告に対して平成七年七月二四日付けでした公文書部分開示決定処分(ただし、平成八年八月二日付け異議決定により一部取り消された後のもの。以下「本件処分」という。)のうち、別紙一覧表(以下「一覧表」という。)(一)記載の部分を非開っとした部分を取り消す。

第二 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、宮崎県情報公開条例(平成元年宮崎県条例第三号。以下「本件条例」という。)に基づき、平成七年六月二二日開催のフェニックスリゾート株式会社(宮崎市〈以下略〉所在。以下「本件法人」という。)の株主総会(以下「本件株主総会」という。)において株主である宮崎県に配布され、被告が取得管理している文書の開示を請求したところ、被告が、一覧表(一)ないし(三)記載の部分を非開示とする部分開示決定をし(以下「原処分」という。)、その後原告の異議申立てを受けて、非開示部分の一部(一覧表(二)記載の部分を開示する旨の決定をし、さらに、一覧表(三)記載の部分を開示したため、原告が本件処分のうち、残る一覧表(一)記載の部分を非開示とした部分の取消しを求めている事案である。

争いのない事実及び弁論の全趣旨により認められる事実

1 原告は宮崎県内に住所を有する者であり、被告は本件条例の実施機関である。2 本件法人は、資本金三億円のうち、その四分の一を宮崎県が、同じく四分の一を宮崎市が、その余を一一社の民間企業が出資しているいわゆる第三セクター方式の株式会社である。同法人は、合計二〇〇億円以上の負債を抱えており、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)の適用を受ける大会社に当たる。

宮崎県は、本件法人に対し、六〇億円の無利子融資を行っており、また、同県出納長が同法人の取締役に就任している。

3 本件法人は、本件株主総会において、各株主に対し、第七期(平成六年四月一日から平成七年三月三一日まで)の計算書類である「営業報告書」・「貸借対照表」・「損益計算書」・「貸借対照表及び損益計算書の註記」と題する文書・「損失処理案」、平成七年五月二四日付けセンチュリー監査法人作成及び同月二五日付け監査役会作成の各「監査報告書」、「株主総会次第」と題する文書、取締役候補者及び監査役候補者が記載された文書、「第4号議案 定款変更の件」と題する文書並びに「第5号議案」と題する文書をそれぞれ配布したことから、被告はこれらの文書(以下「本件文書」という。)を取得管理している。

4(一) そこで、原告は、本件条例六条所定の方法により、平成七年六月二三日、被告に対し、本件文書の開示を請求したところ、被告は、同年七月二四日付けで、本件文書のうち一覧表(一)ないし(三)記載の部分を非開示とし、その余を開示する旨の公文書部分開示決定(原処分)をして、その旨原告に通知するとともに、同月三一日、原告に対し、本件文書の写し(ただし、右非開示部分を除いたもの。)を交付した。 (二) 被告は、右非開示の理由について、一覧表(一)の1ないし3.4の

(二) 被告は、右非開示の理由について、一覧表(一)の1ないし3、4の (1)、(2)及び同(二)の2記載の部分に記録されている情報は本件条例九条 二号所定の非開示情報に当たり、一覧表(一)の5ないし12、同(二)の1、3 及び同(三)記載の部分に記録されている情報は同条三号所定の非開示情報に当た る旨主張しているところ、右各規定の内容は次のとおりである。

第九条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

二号 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ァ、。 ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報であって、当該情報の開示が個人の権利利益を侵害しないと認められるもの

ウ 法令等の規定による許可、認可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体又は健康の保護その他の公益上の理由により開示をすることが必要と認められるもの

三号 法人(国及び他の地方公共団体その他の公共団体を除く。)その他の団体 (以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する 情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業 運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情 報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要と認められる情報イ 法人等又は個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、開示をすることが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上の理由により開示をする ことが必要と認められるもの

5 これに対し、原告は、行政不服審査法に基づき、平成七年九月一三日、被告に対し、原処分を取り消し、全部開示を求める旨の異議申立てをしたところ、被告は、宮崎県公文書開示審査会への諮問を経て(本件条例一一条)、平成八年八月二日、原処分を変更し、原処分で非開示とした一覧表(二)記載の部分をさらに開示して、その余の部分(一覧表(一)及び(三)記載の部分)についての異議申立てを棄却する旨の決定をした。

そして、被告は、平成八年八月六日、原告に対し、右決定書及び本件文書の写し (ただし、一覧表(一)記載の部分(以下「本件非開示文書部分」という。)を除いたもの。)を交付した。なお、一覧表(三)記載の部分については、被告の非開示決定にかかわらず、開示がなされたものである。

三 主要な争点

1 一覧表(一)の1ないし3、4の(1)、(2)記載の各部分に記録されている情報は、本件条例九条二号所定の非開示情報に当たるか。

2 一覧表(一)の5ないし12記載の各部分に記録されている情報は、同条三号 所定の非開示情報に当たるか。

3 仮に右の非開示情報にあたる場合であっても、本件条例の実施機関の裁量により開示すべき場合があるか。

第三 争点に対する判断

一 本件条例の条項の解釈について

本件条例は、宮崎県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加の開かれた県政を一層推進することを目的として、県民等一定の範囲の者(五条一項。以下単に「県民等」という。)の公文書(本件条例の実施機関が作成、取得した文書等で、決裁又は供覧の手続が終了し、実施機関が管理しているもの)の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めており(一条)、かかる県民等の情報開示請求権は本件条例によって具体的な権利とされたものであると解される。

また、本件条例は、その解釈及び運用について、実施機関は、県民等の公文書の 開示を請求する権利が十分に保障されるよう留意しつつ、個人に関する情報がみだ りに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている (三条)。

したがって、本件条例の条項の適用に当たっては、右の条例制定の目的、解釈運用指針及び各条項の趣旨を踏まえつつ、各条項の文言を合理的、客観的に解釈することによって行う必要がある。

二 非開示条項該当性の主張、立証責任について

被告は、公文書部分開示決定処分取消訴訟においては、通常の訴訟の主張立証責任の分配に関する理論は妥当せず、本件条例の実施機関である被告が、本件非開示 文書部分に同条例所定の非開示条項に該当する情報が記録されていることについて の主張、立証責任を負担していると解することはできない旨主張する。

しかしながら、(1) 本件非開示文書部分に非開示条項に該当する情報が記録されていることは、本件処分の適法性を基礎付ける事項であること、(2) 本件条例は、県民等はあらゆる公文書の開示を請求することができることを原則としつ、非開示条項に該当する情報が記録されている公文書については、例外的にこれを開示しないことができる旨定めていること(二条、五条、九条)、(3) 被告は本件文書の記載内容を了知しているのに対し、原告はこれを知らないことを考慮すると、右の主張、立証責任は被告が負担すべきものと解される。なお、情報公開にかかる訴訟を表現して記述しているのと解される。

なお、情報公開にかかる訴訟手続にいわゆるインカメラ審理手続が採用されていないことにより、処分の適法性の主張、立証に一定の困難が伴うことは事実であるが、これは主張、立証上の工夫により回避すべき事柄であり、そのことによって右の判断が左右されるものではない。

三 一覧表(一)の1ないし3、4の(1)、(2)記載の各部分に記録されている情報が本件条例九条二号所定の非開示情報に当たるか否か(争点1)について1 宮崎県は、平成元年一一月、本件条例による公文書開示制度の適正かつ円滑な実施のための事務処理に関する「情報公開事務の手引」を作成し、本件条例の解釈及び運用基準を示した(乙二)。

そして、右の「個人のプライバシーを侵害しないことが明白な情報等」として開示要件を定めている同号ただし書イについて、右「情報公開事務の手引」は、個人識別情報であっても、① 個人が公表することについて了承している情報、② 公表することを前提として提供された情報、③ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報、④ 従来から慣行上公表しており、かつ、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報等は、これを開示することができると解説している。

開示することができると解説している。 2 ところで、一覧表(一)の1ないし3、4の(1)、(2)記載の各部分には、本件法人の取締役(退任取締役を含む。)、監査役又はそれらの候補者(以下「取締役等」という。)個人に関する情報が記録されており、その中には、氏名、住所といった直接特定の個人が識別される情報のほか、本件法人における担当業務、本件法人外における職業等、他の情報と組み合せることなどにより間接的に特定の個人が識別され得る情報が含まれていることから、右各部分は、同号本文に該当し、原則として開示しないことができることになる。そこで、これらの情報が、本件条例九条二号ただし書所定の例外に当たるか否かが問題となる。

3(一) 本号ただし書イ該当性について (1) 本号ただし書イは、個人識別情報であっても、①「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」であって、②「当該情報の開示が個人の権利利益を侵害しないと認められるもの」については、例外的に開示しなければならない旨定めているが、その趣旨は、本件条例の目的(一条)、解釈運用指針(三条)及び情報提供の推進(一五条、一六条)に関する諸規定並びに前記「情報公開事務の手引」の運用基準等によれば、個人のプライバシーに関する情報の類示とすることから、原則として個人識別情報を一律非開示とする一方、開示しても当該個人のプライバシーを侵害しないと考えられる情報については、右②の当該情報の開示により個人のプライバシーが侵害されるかど うかという観点を重視すべきであって、右①の実施機関による情報の作成・取得が公表を目的としていた場合だけでなく、慣行として公表されている情報や社会通念上(公益上)公表することが予定されている情報等についても、開示によりプライバシーを侵害しないと認められる限り、これを開示しなければならないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみるに、一覧表(一)の1ないし3、4の(1)、(2)記載の各部分に記録されている本件法人の取締役等に関する情報のうち氏名、本件法人における担当業務、所有する本件法人の株式数及び本件法人との利害関係に関する部分は、本号ただし書イに該当し、これを開示すべきものと解する。その理由は次のとおりである。

また、同法人は、日本開発銀行を通じ、合計二〇〇億円の無利子ないし低利の政策融資を受けているほか、宮崎県から、六〇億円の無利子融資を受け、対象事業については税制面でも優遇措置を受けている(同法八条、九条)。さらに、右営業施設周辺の道路等の環境整備には巨額の公費支出がなされている(宮崎県は、道路建設を初めとする関連工事に約二一三億円の県費を投入しており、今後さらに、マリーナや人工ビーチの建設に約二六〇億円を投入する計画である。同法一一条参照)。(以上、甲三、七、九、一二ないし一四、四八の1・2、乙五、九、一〇、弁論の全趣旨)

これらの事実によると、本件法人は、営利を目的とする株式会社であるが、他面において、宮崎県及び宮崎市と密接な関係を保持しつつ、ゆとりのある国民生活のための利便の増進、当該地域及び周辺地域の振興・発展、雇用の促進等に寄与するという公共性の高い事業を目的としているものと認められる。

ウ なお、一覧表(一)の4(1)、(2)記載の各部分を開示すると、既に開示された部分と合わせて、退任取締役二名が本件法人から退職慰労金を受領した事実が明らかになる。しかしながら、退職慰労金は、報酬の後払ないし在任中の功労に対する報奨といった性格を有するのであるから、それ自体、本件法人における担当業務と密接不可分なものであり、また、右開示部分には、「同法人所定の基準に従

って相当額の退職慰労金が支給されること」及び「その具体的金額、支給の時期・ 方法等は取締役会に一任されること」が記載されているに止まる(甲三、七)ので あり、右両名のプライバシーを侵害するものとは認められないから、これにつき格 別の扱いをする理由は認められない。

がまた、被告は、本件株主総会の配布資料中の取締役候補者及び監査役候補者が記載された文書の、「取締役候補者」及び「監査役候補者」の各「主たる職業」欄のうち、本件法人における担当業務が記載された部分(本件営業報告書のうち、「2.会社の概況 (6) 取締役及び監査役(平成7年3月31日現在)」の

「担当又は主な職業欄において、これと同じ担当業務が記載された部分についても同様。)を自ら開示しており(甲三、六、七)、その理由として、右情報は、本件法人が平成七年四月三〇日付けの宮崎日日新聞(乙八)において、各取締役らの了承を得た上で公表済みであり、個人が公表することについて了承している情報ないし個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報(同号ただし書イ)に当たることを挙げるが、これは、当該取締役らが、右情報の公表により自己の権利利益を侵害するおそれがない旨の認識を有していることを示すものである。

当たることを挙げるが、これは、当該取締役らが、右情報の公表により自己の権利利益を侵害するおそれがない旨の認識を有していることを示すものである。 さらに、本件法人の平成七年度の役員の担当業務についても、宮崎日日新聞社発行の「宮崎県企業・団体名鑑 平成7年度版」(甲四二)において公表されており、被告も、同様の記載のある同法人の第八期(平成七年四月一日から平成八年三月三一日まで)の営業報告書を開示している(甲一五)ところ、これも右と同様の理由に基づくものと推認される。

そして、右の情報の開示により、当該取締役等が何らかの権利利益を侵害されたことを認めるに足りる証拠はなく、また右担当業務に関する情報について、第七期と第八期において、開示・不開示の判断に影響のある事情の変化があったことを認めるに足りる証拠もない。

結局、右の情報が公表されることにより社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれはないものといわざるを得ない。

(3) しかし、一覧表(一)の1ないし3記載の部分中の取締役等の住所及び本件法人外における職業に関する情報は、これらが開示されることにより当該取締役等の私生活等に影響を及ぼすことは明らかであり、前記②の要件である「当該情報の開示が個人の権利利益を侵害しないと認められるもの」に当たると認めることはできず、本号ただし書くに該当するとは解されない。

(二) 本号ただし書ウ該当性について

原告は、(1) 本件法人は、宮崎県及び宮崎市と密接な関係を有し、公共性・公益性の極めて高い事業を行う会社であり、その取締役等は、地域社会一般の正数関心の対象となる公的な立場にある人物に当たるから、その適格性を判断する。(2) 本件法人は、周辺の防風、防潮、飛砂、保健、風致について大きな影響を入して、真正な株主である納税者の県民に開示する必要があることな影響を入り、第七期末において三二三億円余の累積損失(をあること、第一人は、第七期末において三二三億円余の累積損失(をあること、第一人は、第七期末においる。とは、第一人に関係を表している。とれるなど、内に、第一人に、第一人に、「大き、「大き、」」といいます。

しかしながら、右の情報は、許可、認可、免許、届出等の際に作成又は取得された情報に当たらないほか、納税者であることから直ちに県民をして本件法人の真正な株主であると解することはできないし、また、本号ただし書ウにいう「その他の公益上の理由」とは、例示されている人の生命・身体・健康の保護と同程度の保護の緊要性がある公益上の理由であることが要求されていると解されるところ、本件法人の取締役等の住所や同法人外における職業に関する情報につき、かかる公益上の理由による開示の必要性を認めることはできない。したがって、原告の右主張は、これを採用することができない。

4 以上によれば、本件処分のうち、一覧表(一)の1記載の部分中の本件法人における担当業務が記載されている部分、同表2記載の部分中の「所有する株式」欄の記載部分、「略歴」欄の記載部分中の本件法人における担当業務が記載されている部分及び「当社との利害関係」欄の記載部分、同表3記載の部分中の「所有する株式」欄及び「当社との利害関係」欄の各記載部分並びに同表4の(1)、(2)記載の各部分を非開示とした部分は違法であって、取り消されるべきものである

が、同表1ないし3記載の部分中のその余の部分を本件条例九条二号に該当すると して開示しなかった部分は適法である。

四 一覧表(一)の5ないし12記載の各部分に記録されている情報が本件条例九条三号所定の非開示情報に当たるか否か(争点2)について

1 本号の趣旨は、前記「情報公開事務の手引」によれば、自由な事業活動が認められている法人等の正当な活動を保障する観点から、「法人等に関する情報」(事項的な要素による限定)であって、「開示をすることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」(定性的な要素による限定)については原則として非開示としつつ、そのような情報であっても、人等の事業活動によって、現に生じている危害又は生ずるおそれのある危害からそ人の生命、身体、健康を保護するために開示をすることが必要と認められる情報は、例外としてこれを開示することができるとしたものと解されている。

右の「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、右「情報公開事務の手引」によれば、(1) 法人等の保有する生産技術上又は販売営業上の情報であって、開示をすることにより、法人等の事業活動に対し、競争上の不利益を与えると認められるもの、(2) 法人等の経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示をすることにより、法人等に事業運営上の不利益を与えると認められるもの、(3) その他開示をすることにより、法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由等正当な利益を害すると認められる情報をいうものと解説されている。

2(一)ところで、個人のプライバシー権と法人等の活動の自由とでは、自ずからその保護の緊要性に違いがあり、本件条例も、個人に関する情報についてと規定、本件条例も、個人に関する情報についてと規定し、三条後段)、また個人のプライバシー権を侵害するかどうかにかかわらずる人識別情報(事項的な要素)であれば、原則として非開示情報にあたるとするとして対した場合にはじめて非開示情報にあたるでと、「大きに関する情報については、事項としている。とないずれも充足した場合にはじめて非開示情報にあたることにあることにあるとした。「生ずるおそれ」で足りましている。)によるとしている。)によるといるにといるではではでは、法人等の事業運営等にの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有しているが当該情報の開示によって具体的に侵害されることが客観的に認められる場合をいうものと解するのが相当である。

この点、原告は、「具体的に侵害されることが客観的に明白な場合」をいうと解すべきと主張するが、本件条例の規定文言は「明白性」を要求するものではないこと、「明白性」を要件としなくとも、「害すると認められる」とする以上は侵害の可能性では足りず、具体的に侵害があることの蓋然性まで必要であるから、このような解釈をとっても非開示とされるべき情報が本件条例の趣旨等を越えて不当に広がるとは解されず、原告の主張は採用することができない。

(二) また、法人等の有している正当な利益が当該情報の開示により具体的に侵害されることが客観的に認められるかどうかは、当該法人等と県政との関係及び当該情報の内容、性格等の諸般の事情を総合して判断されるべきである。

3 一覧表(一)の5記載の部分に記録された情報について

右の情報は、本件法人の第七期及び第六期の各事業所(施設)ごとの売上金額・その全施設における構成比率、及び当該施設の前年度(第六期)の売上金額との比率であるところ、それらが本件法人の販売営業上の情報ないし経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報(以下「経理情報」という。)であることは明らかである。

被告は、右の施設ごとの売上金額に、別途に公表されている各施設ごとの入場者数と併せ考えると、各施設ごとの一人当たりの消費単価は明らかになることから、当該情報の開示により、本件法人に対し、同業他社との価格競争や当該法人と取引のある旅行業者からの値下げ要求といった競争上ないし事業運営上の不利益を与える旨主張する。

しかしながら、(1) 右の情報は、販売営業上の秘密やノウハウ等同業者との対抗上特に秘匿を要するものではなく、また、仮に施設ごとの売上金額ないし同利用者一人当たりの消費単価が明らかになったとしても、施設ごとの売上原価が明ら

かにならない以上各施設の採算は不明であるなど、抽象的な内容に止まること、 (2) 本件法人の取締役は、営業報告書を定時総会に提出し、その内容について報告しなければならないほか(商法二八三条一項)、右報告書を定時総会の前後一定 の期間、会社の本店及び支店に備え置くことを義務付けられており(同法二八二条 一項)、本件法人の株主及び債権者は、右報告書を閲覧謄写することができるとさ れている(同条二項)のであるから、右の情報は、一三名の株主に加え、本件法人の従業員を含め相当多数の債権者が既に知っているか、又は容易に知り得る情報であることが認められ、これに、(3)本件法人と宮崎県・宮崎市との密接な関係及 びその事業活動の公共性を併せ考慮すると、右の情報の開示によって、本件法人の 競争上ないし事業運営上の利益が具体的に侵害されることが客観的に認められると いうことはできない。

したがって、右の情報は、本件条例九条三号本文所定の非開示情報には当たらな

4 -覧表(一)の6記載の部分及び同表8記載の部分(ただし、「借入先が有す る当社の株式」欄を除く。)に記録された情報について

右の情報は、本件法人の第七期における借入金額及びその使用目的、並びに、本 件法人の平成七年三月三一日現在における主要な借入先及び当該借入先ごとの借入 金残高であるところ、それらが本件法人の経理情報であることは明らかである。

そして、被告が主張するように、右借入金額ないし借入金残高が多額である場合 には、その開示により、本件法人の取引先や従業員に不安を与え、本件法人に事業 運営上の不利益を与えるおそれがまったくないとはいえない。

しかしながら、右の情報は、営業報告書に掲載されているのであるから、前記の とおり、一三名の株主が入手しているほか、直接的な利害関係を有する従業員、取 引先その他の債権者は、右備置期間内はいつでも閲覧、謄写できるので、その関係 で信用不安が生ずべきものであれぽ既に生じていると考えられ、本件開示によって 信用不安が生じるとしても、その範囲、程度は限定的であると解される。 また、本件法人の第六期(平成五年四月一日から平成六年三月三一日まで)末時

点における負債合計が一四五〇億円余(うち固定負債は一四三六億円余)であるこ と、同法人は、第七期において五三〇億円余の設備投資を行っており、同期末時点 における負債合計が二一七二億円余(うち固定負債は二一三五億円余、さらにその うちの長期借入金は二一〇六億円余)であることは、既に開示された営業報告書及 び貸借対照表の記載(甲三、七、五四)から明らかであり、さらに、シーガイア観光施設財団登記簿(甲二六)によれば、本件法人は、第六期に、日本開発銀行外七 社から合計四五二億円を借り入れており、第七期には、日本開発銀行外六社より合 計四五八億円を借り入れたほか、株式会社第一勧業銀行との間で極度額七二七億円 の銀行取引を行ったことが明らかであるから、右の情報のうち相当程度はすでに公表済みであり、本件開示により右の情報が明らかとなったとしても、本件法人の事業運営上の不利益が具体的に発生することが客観的に認められるとはいえない。こ の点、本件法人が資金調達するに際しシーガイア観光施設財団に担保権を設定する とは限らず、また、借入金については借換えによる弁済等がありうるのであるか ら、シーガイア観光施設財団登記簿記載の情報(抵当権者、被担保債権額)によ り、本件法人の借入金額等の情報の内容を具体的に特定することもできないとして 右の判断が左右されるものではない。

他方、右の情報は、借入先の企業にとっても経理情報にあたる。しかしながら、 右の情報は、事業運営上の秘密やノウハウ等特に秘匿を要する情報には当たらない ほか、前記のとおり、本件法人の株主や債権者が既に知り、又は容易に知り得べき 情報であり、また右登記簿の記載によって相当程度公示されているのであるから、 その関係において起こるべき不利益は既に起こっているものと解される。さらに 宮崎県・宮崎市と密接な関係を有し、公共性の高い事業を行う本件法人への資金協 古崎県で古崎市と出接な関係を有し、公共性の高い事業を打り本作法人への資金協力の事実自体が、当該融資を行った者に対し、その社会的評価を下げるなどの不利益を与えることも考え難い。そうすると、当該情報の開示により、借入先の企業に事業運営上の不利益を与えることが客観的に認められるはいえず、それゆえ、本件法人と借入先の企業との信頼関係を損ねるということも認められない。 したがって、右の情報は、本件条例九条三号本文所定の非開示情報には当たらな

- 覧表(一)の 7 記載の部分、及び同表 8 記載の部分中の「借入先が有する当 社の株式」欄に記録された情報について

右の情報は、本件法人の株主名、その所有する株式数及び発行済株式総数におけ

る比率であるところ、それらは、本件法人の資本構成に関する情報であると同時に、当該株主の資産に関する情報であるから、内部管理に属する情報に当たる。

したがって、右の情報は、本件条例九条三号本文所定の非開示情報には当たらない。

6 一覧表(一)の9記載の部分に記録された情報について

右の情報は、本件法人と結合している相手方及びその結合の内容であるところ、 それらは、本件法人及び結合の相手方のそれぞれにとって内部管理に属する情報で ある。

そして、被告は、右情報が開示されると、第三者と本件法人との取引や競争において、第三者が右情報を有利に利用することが十分予想されるので、本件法人や結合の相手方の競争上の地位その他正当な利益を害する旨主張するが、右情報の開示によって生じる利益侵害の内容につき、具体的な主張、立証がない。

さらに、右情報は、それ自体事業運営上の秘密やプウハウ等特に秘匿を要する情報には当たらないこと、前記のとおり、本件法人は宮崎県・宮崎市と密接な関係を有し、公共性ないし公益性の高い事業を行っているのであるから、そのような企業との結合が相手方の社会的評価を低下させるとは考えにくいことを併せ考慮すると、かかる情報が開示されることにより、直ちに本件法人や相手方に対して不利益が生じたり、本件法人と相手方との信頼関係、協力関係に悪影響を及ぼすことが客観的に認められるということはできない。

したがって、右の情報は、本件条例九条三号本文所定の非開示情報には当たらない。

7 一覧表(一)の10ないし12記載の各部分に記録された情報について

同表10記載の部分に記録された情報は、本件法人の第七期末の資産及び負債の一部、同表11記載の部分に記録された情報は、同期に発生した経常損益及び特別損益の一部、同表12記載の部分に記録された情報は、貸借対照表及び損益計算書と一体を成す注記部分のうち、固定資産の取得に係る支払利息の会計処理上の方法とその金額、リース資産の内容、担保に供している資産の種類・被担保債権額であり、いずれも本件法人の経理情報に当たる。

そして、被告は、同表 1 0 記載の部分に記録された情報が開示されると、本件法人の財産状況、支払能力、信用力、収益力等の把握が可能となり、その結果、同法人の資産の運用、資金調達を予想することも可能となつて、同法人の取引関係に支障を来したり、他社に競争上の弱点を知得されて、同法人に事業運営上又は競争上の不利益を与えるし、同表 1 1 記載の部分に記録された情報が開示されると、本件法人の営業戦略上の情報を他社が知るところとなり、財務分析による営業活動の状況把握がなされることにより、本件法人の競争上の利益を害するほか、損益状況が明らかになることにより、本件法人の取引関係に支障を来す旨主張する。

しかしながら、同表10記載の情報は、第七期末の「流動資産」・「有形固定資産」・「無形固定資産」・「投資等」・「繰延資産」・「流動負債」・「固定負債」の各小科目の全部又は一部につき、また、同表11記載の情報は、同期に発生

した「営業費用」・「営業外収益」・「営業外費用」・「特別損失」の各小科目に つき、それぞれ科目名と合計金額が記載されているに止まり、本件法人の事業運営 上の秘密やノウハウ等特に秘匿を要する情報には当たらないし、右各記載から直ち に本件法人の経理内容の詳細を把握し、その経営を分析することは必ずしも容易と はいえない。

さらに、本件法人の取締役は、貸借対照表及ぴ損益計算書を定時総会に提出し その承認を受け又はその内容について報告しなければならないほか(商法二八二条 一項、特例法一六条一項)、その後遅滞なくこれらの書類又はその要旨を公告しなければならず(特例法一六条二項)、また、本件法人の株主及び債権者は、右定時総会の前後一定の期間、会社の本店及び支店に備え置かれたこれらの書類を閲覧謄 写することができるとされている(商法二八一二条)のであるから、右の情報は、 一三名の株主が入手しているほか、相当多数の債権者が容易に知り得る情報という ことができ、加えて、同表12記載の部分は、かかる貸借対照表及び損益計算書と 一体をなす注記部分の一部であり、そのうち、担保に供している資産に関する情報 は、前記シーガイア観光施設財団登記簿において、本件法人の施設に対して抵当権 が設定されている旨記載されているのであるから、その範囲では既に右各情報の開 示によって生ずべき不利益は生じているものと解される。

以上の事実に、本件法人と宮崎県・宮崎市との密接な関係及びその事業活動の公 共性を併せ考慮すると、かかる情報の開示によって、本件法人の競争上ないし事業 運営上の利益が具体的に侵害されることが客観的に認められるということはでき `、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、右の情報は、本件条例九条三号本文所定の非開示情報には当たらな い。

以上によれば、原告の一覧表(一)の5ないし12記載の各部分に記録されて 8 いる情報は本件条例九条三号所定の非開示情報に当たるとして開示しなかった被告 の本件処分は、違法であって、取り消されるべきものである。 五 仮に非開示情報にあたる場合であっても、本件条例の実施機関の裁量により開

示すべき場合があるかどうか(争点3)について

この点、原告は、本件条例は、非開示条項に該当する情報が記録されている公文書を開示しないことが「できる」旨定めているに止まる(九条本文)から、非開示情報であっても、公開の必要性が非公開の必要性を上回る場合には、実施機関はこれであっても、公開の必要性が非公開の必要性を上回る場合には、実施機関はこれである。 れを開示する義務を負い、これを懈怠した場合には、裁量権逸脱の違法がある旨主 張する。

しかしながら、本件条例が、同条各号において、公開の必要性と非公開の必要性 を総合考慮の上、非開示とされる範囲を規定していることが明らかであるから、原 告の右主張はこれを採用することができない。

宮崎地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 横山秀憲

要田平 裁判官

裁判官 立川毅

平成七年六月二二日開催のフエニツクスリゾート株式会社(以下「本件法人」とい う。)の株主総会配布資料中の

1 本件法人の第七期(平成六年四月一日から平成七年三月三一日まで)分の「計算書類」(以下「本件計算書類」という。)中の「営業報告書」(以下「本件営業 報告書」という。)のうち、「2.会社の概況 (6) 取締役及び監査役(平成 7年3月31日現在)」のC、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U及びVについての「担当又は主な職業」欄の各記載部 分(前九者については本件法人外における職業が、後一一者については本件法人に おける担当業務が各記載されている。)

取締役候補者及び監査役候補者が記載された文書のうち、取締役候補者中 C、D、W、L、B及びAを除く一九名についての「住所」欄、D、X(ただし、一部)、Y、I及びFについての「主たる職業」欄(いずれも本件法人外における 職業が記載されている。)、全員についての「所有する株式」欄(各人の所有する 本件法人の株式数が記載されている。)、C、W、L、N、M、Z、O、R、S、 V、P1、Y、I、F、P2、P、Q、P3、T、U、P4、D及びXについての 「略歴」欄(前一四者については本件法人外における職業が、続く七者については 本件法人における担当業務が、残二者についてはその双方が各記載されてい

- る。)、全員についての「当社との利害関係」欄(各人が同法人と何らかの利害関係を有するか否かが記載されている。)の各記載部分
- 3 取締役候補者及び監査役候補者が記載ざれた文書のうち、監査役候補者中、全 二名についての「住所」欄、「所有する株式」欄(各人の所有する本件法人の株式 数が記載されている。)、「略歴」欄(いずれも本件法人外における職業が記載さ れている。)及び「当社との利害関係」欄(各人が同法人と何らかの利害関係を有 するか否かが記載されている。)並びに」についての「主たる職業」欄(本件法人 外における職業が記載されている。)の各記載部分
- 外における職業が記載されている。)の各記載部分 4 (1) 「株主総会次第」と題する文書のうち、「1. 議案・決議事項第5号議案」の記載部分(退任取締役二名の氏名が記載されている。) (2) 「第5号議案」と題する文書のうち、冒頭部分、「氏名」欄及び「略歴」
- (2) 「第5号議案」と題する文書のうち、冒頭部分、「氏名」欄及び「略歴」 欄の各記載部分(前二者には退任取締役二名の氏名が、後者には同人らが本件法人 において担当していた業務が記載されている。)
- 5 本件営業報告書のうち、「1.営業の概況 (2) 売上の状況」の「第7期」及び「第6期」の各「金額」欄及び「構成比」欄、「対前年比」欄並びに「(注)2.」の「「その他」の」から「は、」までの間の部分(金額が記載されている。)の各記載部分
- 6 本件営業報告書のうち、「1. 営業の概況(4)資金調達の状況」の記載部分 (本件法人の第七期の借入金額及びその使用目的が記載されている。)
- 7 本件営業報告書のうち、「2 会社の概況(1)株式の状況(平成7年3月3日現在)(ハ)株主数」の宮崎県及び宮崎市を除く一一名についての「株主名」欄、「所有株式数」欄及び「所有比率」欄の各記載部分
- 8 本件営業報告書のうち、「2.会社の概況(5)主要な借入先(平成7年3月31日現在)」の借入先全八名についての「借入先」欄、「借入金残高」欄及び「借入先が有する当社の株式」欄の各記載部分
- 9 本件営業報告書のうち、「2.会社の概況(7)企業結合の状況」の記載部分10 本件計算書類中の「貸借対照表」(以下「本件貸借対照表」という。)のうち、「資産の部」中「流動資産」の部の三科目、「固定資産」の部の「有形固定資産」の部の六科目・「無形固定資産」の部の三科目・「投資等」の部の二科目及び「繰延資産」の部の二科目並びに「負債の部」中「流動負債」の部の五科目及び「固定負債」の部の二科目についての各「科目」欄及び「金額」欄の各記載部分11 本件計算書類中の「損益計算書」のうち、「経常損益の部」中「営業損益の部」の「営業費用」の四科目及び「営業外損益の部」の「営業外収益」の二科目・「営業外費用」の三科目並びに「特別損益の部」中「特別損失」の一科目についての各「科目」欄及び「金額」欄の各記載部分
- 12 本件計算書類中の「貸借対照表及び損益計算書の注記」と題する文書のうち、「2. 重要な会計方針 (5) 固定資産の取得に係る支払利息」(会計処理上の方法と金額が記載されている。)、「4. リース資産」(資産の具体的内容が記載されている。)、「5. 担保に供している資産」(資産の種類とその金額が記載されている。)の各記載部分
- 一覧表 (二)
- 1 本件営業報告書のうち、「1. 営業の概況(2) 売上の状況」の「事業所」 欄及び「(注) 2. 」(ただし、別紙一覧表(一)の5記載の部分を除く。)の各 記載部分
- 2 本件営業報告書のうち、「2.会社の概況(6) 取締役及び監査役(平成7年3月31日現在)」のP2、Z、P3、P4及ぴP1についての「担当又は主な職業」欄の各記載部分
- 3 本件貸借対照表のうち、「資産の部」中「流動資産」の部の商品及び貯蔵品についての各「科目」欄及び「金額」欄の各記載部分 一覧表(三)